

令和4年1月28日 制定

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会(以下「本学会」という。)が、受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

第2条 本学会は、寄附金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
 - イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
 - ニ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
 - ホ その他会長が当学会の運営上支障があると認める条件
- (2) 寄附金を受け入れることにより、本学会の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき
- (3) その他寄附金が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断される時

(寄附金の種類)

第3条 本学会が受け入れる寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金
寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金
寄附者が寄附の申し込みに当たり、予め用途を特定する寄附金

2 本規約における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む。

(受入手続)

第4条 寄附金を本学会に寄附しようとする者は、様式1による書面にて寄附金の申し込みを行う。

2 本学会は、前項により寄附金の申込を受理したときは、理事会で第2条の基準に該当しないことを確認し、寄附金の受け入れを行う。

3 寄附金の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

(寄附金の取扱い)

第5条 一般寄附金については、事業費に使用するものとする。

2 特定寄附金については、寄附者の特定した使途に使用するものとする。

3 寄附金の一部は管理費として使用できるものとする。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、当学会の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 本学会は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(個人情報保護)

第8条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、この規程約実施に関し必要な事項があるときは、理事会において別に定めるものとする。

(改 廃)

第10条 本規約の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1 本規約は、令和4年1月28日から施行する。

一般社団法人 日本福祉のまちづくり学会 会長殿

年 月 日

寄 附 金 申 込 書

金 円也

<input type="checkbox"/> ①一般寄附金	用途を特定せず寄附いたします。
<input type="checkbox"/> ②特定寄附金	[] の目的に対して、寄附いたします。

- ※ 寄附金の種類について、該当する項目の□にチェックを入れ、必要項目をご記入ください。
- ※ 寄附者が個人（自然人）の場合、所得税の申告時に、寄附金控除はありません。
- ※ 寄附者が法人（企業）の場合は、資本金等の額と所得の額に応じて計算した損金算入限度額までは損金算入できます。

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会の趣旨に賛同し、「一般社団法人日本福祉のまちづくり学会寄附金取扱規約」に基づく寄附金を上記の通り申し込みます。

〒 _____
住 所 _____

電話 (_____) — _____ E-mail _____

ふりがな
氏 名 _____ 印 _____

ふりがな
団体名 _____

※ 団体として寄附される場合は、団体名もご記入願います。

弊学会ホームページ等へのご芳名もしくは団体名、使途ならびに寄附金額の掲載の可否

1. 可 (掲載条件: _____) 2. 否

-
- ※ 本申込書を受領後、寄附金お支払い方法についてご連絡を差し上げます。
 - ※ ご入金の確認の後、寄附金受領書を送付させていただきます。

(ご住所)

(ご氏名) _____ 様

寄附金領収書

金 _____ 円

寄附年月日 (受領) (年 月 日)

謹啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。このたびは、本学会への上記ご支援を賜り、誠にありがとうございました。本寄附金は、本学会の目的である市民生活並びに福祉のまちづくりに関わる理論、研究及び技術の向上と発展のための活動のために使用させていただきます。

寄附者が個人（自然人）の場合、所得税の申告時に、寄附金控除はありませんので、ご了承ください。

寄附者が法人（企業）の場合、資本金等の額と所得の額に応じて計算した損金算入限度額までは損金算入できます。本領収書はその証拠資料となりますので大切に保管していただきたく存じます。

なお、領収書の再発行はできかねますのでご理解のほどお願い申し上げます。

謹白

年 月 日

一般社団法人 日本福祉のまちづくり学会
会 長 佐藤 克志